

【飼養承諾確認および子犬売買契約書】

譲渡予定年月日	年 月 日	犬種 ID:	柴犬
子犬金額	円	性別	
ワクチン代	円	子犬生年月日	年 月 日
輸送費	円	毛色	
消費税	円	輸送手段	-
合計金額	0 円	引き取り場所	

1. 飼養環境は大丈夫(ペット可の住居、家族の合意、近隣に迷惑を掛けないなど)
2. ライフスタイルにも合致している
3. 費やせる時間(散歩等) 費やせる生涯費用(予防接種等)も大丈夫
4. 最低限のしつけは責任を持って実施する
5. 最低限の病気予防知識を取得する
6. 最後まで責任を持ち面倒をみる(終生飼養の原則)
7. 保健所に登録し、鑑札や注射済票を付ける
8. 繁殖計画のない場合避妊・去勢の考えもある
9. 予防接種やその際の簡単な健康診断、フィラリアは必ず毎年実施する
10. 引越しの場合、ペット可の住居を探す

第一条 (売買価格・支払条件・生命保証)

売買価格は上記合計金額とする。

支払いは下記の方法にて行う。

- ① 銀行振込みによる一括支払い。(支払期限 契約日より2日以内)
- ② 見学時に契約しそのまま引き渡す場合は、現金による1回支払い。

甲は乙に対し、当該子犬が引き渡された後、上記記載の譲渡年月日を1日目とし、譲渡後30日以内に当該子犬が病死した場合、甲は次の保証を行う。

- ① 無償で同種・同等の代替犬を補償する。
- ② 前号の代替犬の選定は甲が行う。なお、代替犬は当該子犬と毛色・月齢が多少異なる事がある。
- ③ 代替犬の乙への引渡しは、甲の責が判明した時から3ヶ月以内とする。

なお、下記に該当する場合は保証されないものとする。

- ① 乙の不注意・過失・故意に基づく死亡や低血糖での死亡(給水不足、給餌不足、温度管理出来てない等、遊ばせすぎ等)
- ② 伝染病予防ワクチンの接種を受けなかったための死亡
- ③ 獣医師の治療を受けなかった場合の死亡
- ④ 事故による死亡、逃亡、及び盗難
- ⑤ 乙以外からの補償請求
- ⑥ 保証請求に際して虚偽の申告があった場合
- ⑦ 死亡の場合、勝手に埋葬や処理をしてしまった場合
- ⑧ 転売や譲渡された場合

保証は代替犬のみによってなされ、治療費及びワクチン接種代、爪きり代、耳掃除代等の金銭の保証は一切しないものとする。

第二条 (保証請求)

乙は保証請求時の手続きは、当該子犬の死亡確認後3日以内に甲へ連絡し、また死亡確認後7日以内に下記書類を添えてご請求しなければならない。

- ① 当該子犬を診断した獣医師発行の死亡診断書(原本)
- ② 販売時に甲より乙に渡した生命保証書(複写)
- ③ 伝染病予防ワクチン接種証明書(原本)
- ④ 血統書(未着の場合は不要)

第三条 (調査権)

甲は、乙の保証期間満了後も保証期間満了日より1年間は保障に関する調査権を有し、不正請求の事実が判明した場合、売買金額とその調査・回収の為に要した費用を乙に対し、請求できるものとする。

第四条 (免責)

甲が乙へ当該子犬を引渡した後、次の事項については、甲は一切の責任を負わない。

- ① 犬の成長による容姿の変化
- ② 体格や体重の増加、毛色・毛質の変化、ミスカラーの発生、老化による健康悪化等
- ③ 成長過程における歯の噛み合わせ不良、繁殖障害(片睾丸・停留睾丸・不妊症等)

- ④ アレルギー性疾患
- ⑤ 鼠経ヘルニア(ソケイヘルニア)

第五条 (輸送事故)

甲の責に帰することのできない事由により、乙への当該子犬の輸送途中で当該子犬が負傷又は死亡した場合は、甲はその責任を負わない。ただし、甲の過失により犬が死亡した場合は、甲は次の補償を行う。

- ① 無償で同種・同等の代替犬を補償する。
- ② 前号の代替犬の選定は甲が行う。なお代替犬は当該子犬と毛色・月齢が多少異なる事がある。
- ③ 代替犬の乙への引渡しは、甲の責が判明した時から3ヶ月以内とする。

第六条 (血統書の引渡し)

- 1. 引渡し時にまだ申請中のために乙に血統書を当該子犬と同時に引き渡せない場合は、ブリーダーより血統書が送付され次第、乙へ送付するものとする。
- 2. 当該子犬の血統書申請手違い等の事情により、血統書の交付が当該子犬譲渡年月日より6ヶ月を超えて遅延する場合は、甲は乙に事前にその旨を説明し、新たに血統書引渡予定日を設定する。
なお、その新たな血統書引渡予定日までに血統書の引渡しができなかったときは、乙は甲に当該子犬の子犬金額の20%を請求することができる。

第七条 (甲の損害賠償)

本契約に定めのない事項については、甲に故意又は重大な過失がある場合を除き甲の乙に対する損害賠償責任は、当該子犬の子犬金額を限度とする。

第八条 (契約解除)

当該子犬が死亡・または遺伝的な疾患の恐れが発生し、当該子犬の引渡しができなくなった場合、甲は本契約を解除し乙に受領済金を全額返金することとする。
なお、返金期限は事実が発覚した日より1週間以内とし、受領期間中の利息等については発生しない。

第九条 (キャンセル)

- 1. 乙の都合により本契約を解除する場合には、乙は甲に次のキャンセル料を支払わなければならない。
なお、支払期限は、甲が乙より契約の解除連絡を受けた日より1週間以内とする。
その際受領済金がある場合には、甲はキャンセル料を差し引いた金額を乙より契約の解除連絡を受けた日より1週間以内に乙に返金するものとする。
 - ① 譲渡年月日の4日前以前に本契約を解除する場合には、乙は売買価額の30%をキャンセル料として甲に支払う。
 - ② 譲渡年月日の3日前以降より譲渡年月日前日までに本契約を解除する場合には、乙は売買価額の50%をキャンセル料として甲に支払う。
 - ③ 譲渡年月日以降は乙の都合による本契約の解除はできないものとする。
- 2. 乙は甲に対し、理由の如何を問わず、当該子犬により生じた獣医院における治療費等を含む損害の賠償などの請求をしないものとする。

第十条 (裁判管轄)

上記契約書の規定にない事項については、信義誠実の原則の下、両当事者が協議して円満に解決するものとする。
万一裁判所の調停を必要とする場合、もしくは訴訟になった場合には、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所もしくは簡易裁判所を専属的管轄裁判所とすることに合意する。

以上のとおり、甲乙間に契約が成立したので本書2通作成し、甲・乙其々署名捺印の上各1通を保有する。

甲(売主・仲介者)

〒104-0054

住所: 東京都中央区勝どき6-3-2-4515

名前: 株式会社ブルーマリン 柴犬.net 青木伸二

電話番号 03-6767-4812



年 月 日

乙(買主)

〒

住所

名前

電話番号